

令和4年度 第7回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和5年3月6日（月） 午後2時55分～午後3時50分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員5名 労働側委員5名 使用者側委員4名
- 4 議 題
 - (1) 令和5年度長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る意向表明について
 - (2) 令和4年度の事業場視察の評価、今後のあり方等について
- 5 審議要旨

議題（1）について

事務局より、令和5年2月1日に日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部から「はん用機械器具等製造業」、「船舶等製造業」について、電機連合長崎地域協議会より「電子部品等製造業」について、長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る意向表明がなされたこと、7月以降の本審において改正の必要性の有無等、具体的な審議を行うことになることを説明した。

また、特定3業種のそれぞれ適用労働者数を資料により通知した。

必要性の有無等の具体的な審議について、7月上旬に予定される申出書の提出後に進めていくことが審議会において確認された。

議題（2）について

事業場視察に関し、今年度の实地視察の評価、今後のあり方等について、事業場实地視察に参加した労使の各委員より下記の通り意見が述べられた。

使側からは、令和4年の項目に加え、過去10年間の最賃アップ額200円（653円⇒853円）の経営影響について聴取項目に追加したうえで、令和4年度と同じイメージで1事業場を実施するのが相当との意見が出された。

労側からは、来年度は6月実施も視野に規模が相違する2か所以上の事業場を視察することが適当。生活環境が相違する複数の労働者からの意見を聴取することも必要等の意見が出された。

審議会会長より労使の意見を踏まえ、「来年度も引き続き実施するよう事務局には設定をお願いする」と総括された。

事務局より、課題となった視察事業場数、実施の時期、意見聴取項目、複数の労働者から意見聴取方法等について検討のうえ、次年度の第1回本審で「实地視察実施要領案」を示したいと回答し了承された。

その他

議事に先立ち、事務局より、審議会資料として配付した

- ・ （長崎県版）「特定最低賃金の広報用のリーフレット」
- ・ 「業務改善助成金通常コースのご案内」
- ・ 「賃金引上げ特設ページ」を紹介する広報用パンフ等について説明した。